

四、争議調停法改正要綱

第一條 「當事者の請求なき場合と雖も行政官廳に於て必要と認めたるるとき亦同じ」を削除す

「當事者の請求」を「當事者の請求又は同意」と改正

適用事業の（五）を削除

第十二條 調停委員會議の議事を公開すること

左の意味を有する條項を附加すること

一、調停開始によつて當事者双方の一方的主張の効果を消るること。（解雇、賃下、その他の申渡し）

二、調停委員會議の完全なる自由保障

改正案反對要綱

一、私益事業に擴大反對

1、「私益事業に擴大」して更に「請求なき場合に於いても行政官廳に於て必要と認めたる」となれば完全なる争議禁止法となる。反對。

2、「行政官廳は當該官吏をして調停委員會議に出席し自由に意見を述べしむる」こと、反對。これは國際労働機關の勸告にも反す。

五、入學者職業保證法

六、救護法

七、備人扶助令

八、鑛業法

九、鑛夫勞務扶助規則

改正要項 略

一、階級法律打破のための闘争

無産階級解放運動を不當に壓迫する左記諸法令の廢止並に改正の爲に闘はねばならぬ。

廢止すべき法令

一、治安維持法（大正十四年公布、昭和四年改悪）

二、盜犯防止法（昭和五年公布）

三、暴力行爲取締法（大正十五年公布）

四、違警罪即決令（明治十七年公布）

改正すべき法令

一、刑法（明治十五年公布、同四十一年改正、昭和四年改正案）

二、治安警察法（明治三十三年公布）

三、行政執行法（明治三十三年公布）

四、警察犯處罰令

五、出版法（明治二十六年公布）

六、新聞紙法（明治四十二年公布）

改正要綱略

廢止すべき法令の多くは日本資本主義の帝國主義的段階若しくは危機の段階に生れたものであつて、それの對象とするところは人民一般に非ず、寧ろ人民の一部の側に立つて他部に對立するものである、具體的に言ふならば大體日露戰爭を機として完全に帝國主義的段階に入つたところの日本資本主義は必然にその矛盾たる労働階級の擡頭（階級的自覺）を促し階級的對立の鋭化は必然的に立法の上にも反映せざるを得なかつた、即ち資本家階級は法律を以て武装し、法律をして労働階級抑壓の武器たらしめたのである

故に我等はこれらの法令を以て資本家の支配的地位を擁護するために、無産階級に對立及び壓迫を合理化するところの階級法なりと斷定して之が如何なる名に於いて爲さるゝともその本質の故に敢然として之が廢止を主張する所以である。

× × × × ×

改正すべき法令として取上たものは必ずしもその立法的意義から言つて之を階級法と斷定することは妥當でない。然しながら資本家階級は労働者階級に對して之をも階級對立の武器たらしめんとし、これが制定に當ては極度に階級的意義を濃厚に附加し、又かゝる意圖から屢々改正を加へてゐる。従つて我々は現行刑法、警察法、或は出版法、

新聞法等々に對して或は階級法と名づくべく餘儀なき場合少なからず、故に我々はそれらの階級敵對的本質に對し徹底的改正を加へんとするものである。

以上廢止改正の理由を述べて最後に附加すべきは、これらの法令の適用或は執行に關する問題である。即ちこれらの法令が如何にして民衆の上に適用されてゐるかといふことである。勿論それらは一片の公布によつて民衆の上に生きて働く（強制、束縛）のであるが、これの實際的適用は裁判所及警察、時には軍隊によつて爲される。然しそれらの適用に當つて果して法令が正しく適用されてゐるかどうかが問題である。——刑法規定と警察及び監獄の實際との非常な相違を見よ——法令そのものが階級法となると同時に法適用も亦階級的適用たることは蓋し必然であらう。特に今や資本主義の危機期に於てをや。法の階級的適用は既に資本家階級の法律的自己破産であるが、而も彼等の強力的自己擁護延命のために何等妨ぐるものではない。我々はブルジョア法律との闘争に當つては徒らに長く法文の上には止まることをやめて、主張を力の上に顯現しなければならぬ。